

## 信用取引の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、信用取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

### 信用取引とは

- 信用取引は、お客様に一定の保証金（委託保証金）を当社に担保として差し入れていただき、売付に必要な株券（※1）、優先出資証券、投資信託の受益証券、受益証券発行信託の受益証券、投資証券等（以下、「株券等」といいます）や買付に必要な資金を当社からお客様にお貸しして売買を行っていただく取引です。
- 信用取引には、2つの種類があります。具体的には、「制度信用取引」と「一般信用取引」の2種類があります。この2つの信用取引の間には、利用できる銘柄の範囲や返済の期限等について異なる制約がありますので、ご注意ください。
- 信用取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失が発生する可能性をもち合わせもつ取引です。したがって、取引を開始する場合または継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に把握するとともに、お客様自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

※1 株券…この説明書では株券を中心に説明しておりますが、優先出資証券、投資信託の受益証券、受益証券発行信託の受益証券、投資証券等につきましても、基本的に取扱いは同じです。

### 手数料など諸費用について

- ・ 信用取引を行うにあたっては、別紙「手数料など諸費用について」に記載の委託手数料、事務管理費等（以下、「手数料など諸費用」といいます）をいただきます。なお、手数料など諸費用については、決済時に清算されます。
- ・ 信用取引の買付（以下、「買建」といいます）の場合、買付代金に対する金利をお支払いいただきます。また、売付（以下、「売建」といいます）の場合、売付株券等に対する貸株料及び品貸料をお支払いいただきます。

### 委託保証金について

- ・ 信用取引を行うにあたっては、別紙「代用有価証券の種類、掛目等」に記載の委託保証金（有価証券により代用することが可能です）を担保として差し入れていただきます。
- ・ 委託保証金は、売買代金（以下、「約定代金」といいます）の33%以上で、かつ30万円以上が事前に必要です（別途、手数料など諸費用も必要）。レバレッジ型ETF等の一部の銘柄の場合や市場区分、市場の状況等により、33%を上回る委託保証金が必要な場合がありますので、ご注意ください。（※）また、有価証券により代用する場合の有価証券の種類、代用有価証券の掛目等は、別紙「代用有価証券の種類、掛目等」に定めるところによります。

（※）33%を上回る委託保証金が必要な銘柄等については、お知らせ等にて事前にご確認ください。

## 信用取引のリスクについて

信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。したがって、信用取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

- 信用取引を行うにあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付となっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下、「裏付資産」(※2)といいます)の価格や評価額の変動に伴い、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 信用取引の対象となっている株式等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 信用取引により売買した株券等のその後の値動きにより計算上の損失が生じたり、代用有価証券の価格が値下がりすること等によって、委託保証金率が20%を下回った場合は、翌々営業日までに、委託保証金率が20%以上となるよう追加の委託保証金を差し入れていただく必要があります。
- 委託保証金の不足分または追加の委託保証金を期日までに差し入れない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、その翌営業日以降に損失を被った状態で建株（信用取引のうち決済が終了していないもの）の一部または全部が、お客様の計算により任意に決済（反対売買または現引・現渡）される場合があります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うこととなります。
- 上記決済で生じた損失を現金保証金、お預かり金等で充当できない場合、受渡日の翌営業日以降、お客様の代用有価証券またはお取引口座の有価証券のうち不足金充当相当額が売却されます。さらに不足する場合は速やかにご入金いただく必要があります。
- 信用取引の利用が過度であると金融商品取引所が認める場合には、委託保証金率の引上げ、信用取引の制限または禁止の措置等をとることがあります（※ 詳細は、各金融商品取引所で公表されている「日々公表銘柄」の指定等に関するガイドライン」及び「信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドライン」でご確認いただくか、当社までお問い合わせください）。また、当社が独自に、委託保証金率の引上げ、信用取引の制限または禁止の措置等をとることがあります。

このように信用取引は、お客様の投資した資金に比べて大きな利益が期待できる反面、価格の変動が予想と違った場合には、損失も大きくなります。したがって、信用取引を利用するときは、その仕組みをよく知り、お客様自身の判断と責任において行うようお願いいたします。

### 信用取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ 信用取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6（書面による金融商品取引契約の解除条項）の規定の適用はありません。

※ 2 裏付資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付資産を含みます。

### 信用取引の仕組みについて

#### ○ 制度信用取引とは

- ・ 制度信用取引とは、金融商品取引所に上場している株券等（※3）を対象とし、品貸料及び返済期限等が金融商品取引所の規則により決定されている信用取引です。また、制度信用取引によって行った売買の決済のために、当社は証券金融会社から売付株券等及び買付代金を金融商品取引所の決済機構を通じて借り入れること（貸借取引）ができます。
- ・ 制度信用取引ができる銘柄は、株券等のうち、金融商品取引所が決めた銘柄（制度信用銘柄）に限られます。なお、制度信用取引で買建ができる銘柄は、金融商品取引所が定めた銘柄（制度信用銘柄）に限られます。また、売建ができる銘柄は、制度信用銘柄のうち金融商品取引所が定めた銘柄（貸借銘柄）に限られます。
- ・ 制度信用取引の返済期限は最大で 6 カ月と決められており、6 カ月を越えて制度信用取引を継続することはできません（※4）。なお、制度信用取引を継続することが適当でないと認められるときには、制度信用取引の返済期限（6 カ月）の定めにかかわらず、金融商品取引所により返済期限の変更（返済期限の繰上げ）が行われることがありますので、ご注意ください。
- ・ 制度信用取引における金利、貸株料は、その時々の金利情勢等に基づき、お客様と当社との合意によって決定されることとなります（※5）。また、金利、貸株料は、金利情勢等によって変動する場合がありますので、当社にご確認ください。また、別紙「手数料など諸費用について」に記載の事務管理費（以下、「管理費」といいます）をいただきます。
- ・ 制度信用取引における貸借銘柄について、証券金融会社において株不足（貸借取引残高において貸株数が融資株数を上回った状態）が生じ、この株券等を調達するための費用がかかった場合には、売り方は品貸料（いわゆる逆日歩）を支払い、買い方はこれを受け取ることとなりますが、品貸料は、その時々の株券等調達状況等に基づき決定されることとなります（※5）。そのため、場合によっては 1 日あたり 1 株 1 円を上回るような

高額になることがあります。

- ・ 制度信用取引について売り方のお客様からお支払いいただく貸株料は、品貸料とは異なり、買い方のお客様がこれを受け取るものではありません。なお、貸株料等の信用取引に係るコストについては、取引の開始の際に説明いたします。
- ・ 制度信用取引によって売買している株券等が、株式分割、株式無償割当て、会社分割、株式分配、その他権利付与（以下、「株式分割等」といいます）による株式を受ける権利または株主に対する新株予約権等が付与されたことにより権利落ちとなったときは、金融商品取引所が定める方法によりこれらの権利の処理を行うことで、売り方・買い方双方の不公平をなくします（注）。例えば、株式分割の場合の権利の処理は、次のとおり、分割比率によってその方法が異なります。

⇒ 売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる株式分割の場合（分割比率 1：2 等）

株式分割の分割比率に応じて、制度信用取引の売付または買付の数量を増加し、建単価（約定値段）を減額します。

⇒ 上記以外の株式分割の場合（分割比率 1：1.5 等）

金融商品取引所が定める権利処理価格の分を最初の建単価（約定値段）より引き下げます。

（注）制度信用取引では、お客様が買い付けた株券等は、担保として金融商品取引業者に留保され、さらに、貸借取引を利用した場合には証券金融会社に留保されます。当該株券等に株式分割等による株式を受ける権利または株主に対する新株予約権等の権利が付与された場合、当該権利の行使をお客様が直接行うことができないため、上記のように金融商品取引所が制度信用取引の権利の処理についてルールを定めています。なお、制度信用取引を行っている銘柄にこれらの権利が付与された場合でも、

① 事実上譲渡が禁止されるなど権利の引渡しができない場合

② 権利行使を特定の条件に合致する株主のみに限定している場合など

譲渡性及び換金可能性、権利の行使に付された条件等を勘案して権利の処理を行うことが事実上不可能となりますので、当該権利の処理を行わない場合があります。また、権利の価値が事実上無価値または無価値に等しい場合には権利処理を行う必要性がないと言えます。

- ・ 配当落調整額（以下、「配当金相当額」といいます）については、その株式の配当金が確定したあと（通常、配当落ちの約 3 カ月後）、配当金相当額を買い方は受け取り、売り方は支払うこととなります。その株式の権利確定日時時点で建玉を保有している場合に受け払いが発生しますので、特に売建株の場合は支払い義務が発生しますので注意が必要です。または配当金相当額は、源泉徴収税額相当分を控除した金額となります。
- ・ 証券金融会社は、貸借銘柄について、株券等の調達が困難となるおそれが生じた場合には、貸株利用につき注意を喚起することがあります。また、株券等の調達が困難となっ

た場合には、貸株利用の制限または停止の措置を行うことがあります。この場合には、制度信用取引による新規の売建や、買建した銘柄の売却（売埋）・現引による返済ができないことがあったり、制約されたりすることがあります。

- ・ 制度信用取引として始めた信用取引を途中で一般信用取引に変更したり、逆に一般信用取引として始めた信用取引を途中で制度信用取引に変更することはできません。
- ・ 制度信用取引によって売買している株券等について株主総会の議決権、株主帳簿閲覧権、株主優待券等の権利を放棄することになります。

#### ○ 一般信用取引とは

- ・ 一般信用取引とは、金融商品取引所に上場している株券等（※3）を対象とし、返済期限等は、お客様と当社との間で自由に決定することができる信用取引です。しかし、一般信用取引によって行った売買の決済のために、貸借取引を利用することはできません。
- ・ お客様が一般信用取引で買建ができる銘柄は、上場廃止基準に該当した銘柄以外の全銘柄、売建ができる銘柄は、当社が指定した銘柄となります。ただし、金融商品取引所や当社の判断等により、特定の銘柄について一般信用取引の利用を禁止する場合があります。
- ・ 返済期限は原則無期限となりますが、上場廃止等により決済期日が設定される場合があります。
- ・ 一般信用取引における貸株料、返済期限及び金利は、その時々金利情勢、株券等調達状況等に基づき、お客様と当社との合意によって決定されることとなります（※5）。また、貸株料及び金利は、金利情勢、株券等調達状況等によって変動する場合がありますので、一般信用取引を利用されるお客様は当社にご確認ください。また、別紙「手数料など諸費用について」に記載の管理費をいただきます。
- ・ 一般信用取引によって売買している株券等について株式分割等による株式を受ける権利または株主に対する新株予約権等の付与があり、権利落ちとなったときの処理や配当金の処理についても、証券金融会社を通じた処理ができないため、お客様と当社との合意によることとなりますので、この点についても、事前に当社にご確認くださいようお願いいたします。
- ・ 一般信用取引は、貸借取引の利用を前提としない信用取引ですから、原則として、制度信用取引のように、証券金融会社における株券等の調達が困難になったという理由で制約を受けることはありませんが、当社の与信管理の都合上、あるいは売建株について当社における株券等の調達が困難となった場合等において、当社が定める期日を返済期限として設定することがあります。この場合、当社が設定する返済期限を越えて一般信用取引を継続することはできません。この点についても、事前に当社にご確認くださいようお願いいたします。
- ・ 一般信用取引として始めた信用取引を途中で制度信用取引に変更したり、逆に制度信用取引として始めた信用取引を途中で一般信用取引に変更することはできません。

- ・ 一般信用取引によって売買している株券等について株主総会の議決権、株主帳簿閲覧権、株主優待券等の権利を放棄することになります。

※3 信用取引では、東京証券取引所に上場している株券等が対象となります。また、対象銘柄であっても利用できないことがありますので、事前にご確認下さい。

※4 制度信用取引では、売買した日の6カ月目の応当日（応当日が休日の場合は直前の営業日、応当日がない場合にはその月の末日）の前営業日までに決済（反対売買または現引・現渡）をする必要があります。お客様が、「応当日の前営業日」までに決済しなかった場合、当該建株は応当日以降に自動的に反対売買されます。また、反対売買が約定しない場合は、現引もしくは現渡されることがあります。

※5 その額は、その時々の金利情勢、株券等調達状況等に基づき決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

## 信用取引に係る金融商品取引契約の概要

当社における信用取引については、以下によります。

- ・ お客様に信用を供与して行う株券等に係る次の取引  
取引所金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎまたは代理
- ・ 信用取引に係る委託保証金または代用有価証券の管理

## 金融商品取引契約に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ 信用取引における配当金相当額は、上場株式等の譲渡所得等の金額を算出する際に加味されます。
- ・ 信用取引に係る上場株式等の譲渡による利益は、原則として、上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 信用取引に係る上場株式等の譲渡損益は、他の上場株式等（特定公社債等を含みます。）の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

## 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において信用取引を行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、あらかじめ「信用取引口座設定約諾書」の内容を十分お読みいただき、記載の内容を承諾の上、信用取引口座を開設していただく必要があります。信用取引に関する金銭・有価証券は、すべてこの口座を通して処理されます。
- ・ 信用取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設に応じられないこともあります。
- ・ 金融商品取引所は信用取引の過度の利用を未然に防止するため、日々公表銘柄制度を設け、「日々公表銘柄」の指定等に関するガイドライン」に該当した銘柄を「日々公表銘柄」としてその信用取引残高を日々公表します。
- ・ お客様が当社に差し入れた委託保証金については、当社自身の財産とは分別して保管されております。したがって、万一、当社の経営が破綻した場合等であっても、委託保証金については、当社に対する債務を完全に履行している限り返還を受けることが可能です。これに対して、信用取引によって買い付けた株券等及び信用取引によって株券等を売り付けた場合の代金については、このような分別保管の対象とはなっておりません。

したがって、万一、当社の経営が破綻した場合等においては、売り返済（売埋）・買い返済（買埋）及び現引・現渡による信用取引の返済ができなくなる可能性があります。このため、このような場合には、原則として、通常の返済方法に代え、金融商品取引所が定めた株価等をもって金銭により清算を行っていただくこととなります。この場合にお

いて、お客様の当社に対する金銭の支払請求権には一切優先的地位が与えられないので、計算上利益が生じている場合であっても、これを受け取ることができない可能性があります。なお、当該債権は、投資者保護基金による補償対象にもなりませんので、あらかじめご承知おきください。

- ・ 適格機関投資家（これに類する外国法人を含む。）が信用取引の売付を行う場合及びそれ以外の投資家が行う信用取引の売付のうち売付1回あたりの数量が金融商品取引所の定める売買単位の50倍を超える場合には、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」により価格規制を受けることとなりますので、注意してください。
- ・ 注文された信用取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、当社から「取引報告書」が交付されます。
- ・ 万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社までお問い合わせください。

## 当社の概要・連絡先

商号等	大和コネクト証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3186号
本社所在地	〒104-0031 東京都中央区京橋一丁目2番1号
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター （略称:FINMAC） 当社との間における金融商品取引業に係る苦情・紛争の解決のため、 上記FINMAC（連絡先：0120-64-5005）をご利用になれます。
資本金	75億円
主な事業	金融商品取引業
営業開始日	2020年5月27日
連絡先	カスタマーサポートセンター(03-6670-3917)でお取引内容に関する お問い合わせ、ご意見や苦情等につきまして、受け付けております。



## 代用有価証券の種類、掛目等

委託保証金は、約定代金の33%以上で、かつ30万円以上が事前に必要です（別途、手数料など諸費用も必要）。レバレッジ型ETF等の一部の銘柄の場合や市場区分、市場の状況等により、33%を上回る委託保証金が必要な場合がありますので、ご注意ください。（※）

（※）33%を上回る委託保証金が必要な銘柄等については、お知らせ等にて事前にご確認ください。

また、有価証券により代用する場合の主な有価証券の種類（※）、代用有価証券の掛目（前日時価に対して）は次のとおりです。ただし、外貨建てのものは除きます。

上場株券等（※1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・80%  
 公社債投資信託以外の有価証券（ただし上場されているものは除く）・・・・・・・・・・・・80%

※1 国内金融商品取引所に上場されている株券、優先株、優先出資証券、投資信託の受益証券、受益証券発行信託の受益証券、投資証券等をいう。（日本銀行の発行する出資証券は含まない。）

委託保証金率及び代用有価証券の掛目については、市場の動向等により、金融商品取引所により変更されることまたは当社の判断により代用有価証券の除外を行うことがありますので、ご注意ください。

なお、特定の銘柄について、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生し、今後、株価が継続かつ大幅に下落することが予想され、当該銘柄の時価が本来の株価水準を反映していないことから保証金としての適切な評価を行うことができないと当社が認めた場合、当社の判断により代用有価証券の除外（以下、「代用除外」といいます）を行うことができるものといたします。代用除外を行う場合には、あらかじめその内容をご通知し、当社が必要と認めたときには、通知した日の翌営業日から適用することができるものといたします。

なお、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等の事例としては、例えば、次のようなケースが想定されます。

- ・ 重大な粉飾決算の疑いが発覚し、直近の株価の水準が粉飾されたとされる決算内容に基づき形成されていたと判断される場合
- ・ 業務上の取引等で経営に重大な影響を与える巨額な損失が発生した場合
- ・ 突発的な事故等により長期にわたりすべての業務が停止される場合
- ・ 行政庁による法令等に基づく処分または行政庁による法令違反に係る告発等により、すべての業務が停止される場合
- ・ その他上場廃止につながる可能性が非常に高い事象が発生した場合

※ 信用取引口座を開設すると、原則として、当社に預けている有価証券で委託保証金となる有価証券はすべて（当社が指定しないものを除きます。）自動的に代用有価証券となります。

証券保管振替機構に預けていない代用有価証券が株式分割・併合となった場合、新株は口座に入庫され

るまで担保とみなされません。したがって、権利落ち日に、追加委託保証金が発生する場合があります。証券保管振替機構に預けている代用有価証券が株式分割・併合となった場合、新株は権利落ち日より担保（委託保証金）とみなされます。

以 上

## 手数料など諸費用について

(本書面上に記載されている手数料は、消費税等相当額を含めた総額表示となっております。)

### 1. 委託手数料 (税込)

- ・ 取引時の手数料が無料となる回数が毎月10回分付与<sup>(※1)</sup>されます。手数料が無料となる回数が残っている場合は、お客様にその都度、無手数料で取引を行うか、有料で取引を行うかご選択いただきます。
- ・ 手数料が無料となる回数が残っていない場合、または有料で取引を行うことをご選択いただいた場合は、以下の手数料が適用されます。

約定代金	手数料
100万円以下	約定代金の0.033%
100万円超	一律330円

- ・ 買建および売建の取引にかかる委託手数料は返済時の徴収となります。

※1 無料となる回数は「信用取引によらない取引」と「信用取引」で合算して管理することとします。  
手数料が無料となる回数は、上記とは別に付与される場合があります。

### 2. 信用取引金利

- ・ 買い方 (買建しているお客様) は当社に買方金利を支払い、売り方 (売建しているお客様) は当社から売方金利を受け取ります。買方金利及び売方金利は、当社が利率を決定します (※2)。
- ・ 信用取引金利は、その時々々の金利情勢等の動向により、変更されることがあります。なお、変更された場合には、既存建株についても変更日から適用されます。
- ・ 信用取引金利は、買建しているお客様の約定代金に対して、所定の買方金利と受渡日ベース (両端計算) の日数を乗じて計算し、支払利息として決済時に支払います。また、売建しているお客様の約定代金に対して、所定の売方金利と受渡日ベース (両端計算) の日数を乗じて計算し、受取利息として決済時に受取ります。そのため、建日当日に決済する日計り取引 (※3) についても1日分の金利が発生します。

### 3. 信用取引貸株料

- ・ 信用取引貸株料とは、お客様の売建株調達にかかわる費用で、当社が利率を決定します (※2)。
- ・ 信用取引貸株料は、その時々々の金利情勢等の動向により、変更されることがあります。なお、変更された場合には、既存建株についても変更日から適用されます。
- ・ 信用取引貸株料は、品貸料と異なり、買い方が受け取ることはできません。
- ・ 信用取引貸株料は、売建しているお客様の約定代金に対して、所定の信用取引貸株料と受渡日ベース (両端計算) の日数を乗じて計算します。そのため、建日当日に決済する

日計り取引（※3）についても1日分の信用取引貸株料が発生します。

#### 4. 品貸料（逆日歩）

- ・品貸料とは、株券等の調達費用のことで、証券金融会社において株不足が生じ、不足した株券等を調達するために費用がかかった場合に発生します。
- ・品貸料は、売り方は支払い、買い方は受け取ります。
- ・一般信用取引では、品貸料は発生しません。
- ・品貸料は1株あたり何銭という計算で行われ、日本証券金融会社のウェブサイトなどで数値を確認できます。
- ・品貸料の日数計算は、信用建取引の受渡日から決済時の受渡日の前日までとなり、日計り取引（※3）の場合、品貸料はかかりません。
- ・品貸料は、その時々株券等調達状況等に基づき決定されることとなります（※2）。そのため、場合によっては1日あたり1株1円を上回る高額になることもあります。

#### 5. 事務管理費

- ・事務管理費とは、お客様の建株に発生する諸権利の保全・残高管理等を行うための費用です。
- ・信用取引で買建または売建の取引が成立した日の1カ月の応当日を越えるごとに1株あたり税抜で10銭発生し、上限は1,100円で下限は110円（いずれも税込）となります。
- ・事務管理費は建株の返済時の徴収となります。
- ・制度信用取引と一般信用取引の両方に建株がある場合、各々に事務管理費が発生します。

#### 6. 名義書換料

- ・名義書換料とは、権利確定日を超えて買建をしている場合、1売買単位あたり55円（税込）が必要となります。ただし、ETFおよびETNについては1売買単位あたり5.5円（税込）です。税込金額をもとに計算した結果生じた円未満の端数は切捨てとなります。
- ・買い方のみ発生し、権利落ち日に確定し、建株の返済時の徴収となります。

※2 その額は、その時々金利情勢、株券等調達状況等に基づき決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

※3 信用取引における日計り取引とは、信用建取引をしたその日のうちに埋取引をすることをいいます。

※4 1建株とは、信用建取引による買付・売付において、同一銘柄が、同一約定日に同一市場において約定されたものをいいます。

以 上

## 信用取引規定

(規定の趣旨)

### 第1条

1. この規定は、お客様が大和コネクト証券株式会社（以下、「当社」といいます。）との信用取引による有価証券の買付又は売付の取引にかかるサービス（以下、「本サービス」といいます。）を利用されるに際しての取り決めについて規定するものです。
2. お客様は、信用取引を利用するにあたって、この規定のほか、関係法令諸規則、当社の約款等を遵守するものとします。

(本サービスの申込み)

### 第2条

1. お客様は、以下の要件をすべて満たす場合に信用取引口座開設及び本サービス利用の申込みを行うことができます。
  - (1) 当社に総合取引口座を開設していること。
  - (2) 信用取引制度、信用取引のリスク及び本サービスの利用・取引ルールを十分に理解し、この規定及び「信用取引の契約締結前交付書面」及び「信用取引口座設定約諾書」の内容を承諾していること。
  - (3) 満18歳以上75歳未満であること。
  - (4) 金融商品取引業者に勤務していないこと、および登録金融機関(銀行・保険会社等)に勤務し登録金融機関業務に従事していないこと。
  - (5) 株式(信用取引含む)の投資経験があること。
  - (6) 投資方針が値上がり益重視であること。
  - (7) 30万円以上の金融資産を有する事
  - (8) 電話、電子メール又はチャットにより、直接連絡が常時取りうること。
2. 当社が、前項の要件及び当社が別に定める基準により、信用取引口座開設及び本サービス利用の可否を審査し、当社がこれを承認した場合に限り、お客様は信用取引を開始できるものとします。なお、審査の結果、当社がこれを承諾しない場合の理由は開示しないものとします。

(取引の種類)

### 第3条

お客様が信用取引を行える商品及び取引の種類は、当社が定めるものとします。

(信用取引による取扱数量)

#### 第4条

お客様が信用取引により有価証券の買付又は売付の取引注文を行える数量は、当社が定めるものとします。

(対象銘柄)

#### 第5条

1. お客様が信用取引を行える銘柄は当社が定めるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、金融商品取引所及び証券金融会社等が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄及び当社が信用取引の受託を停止することが必要であると指定する銘柄については、お取引できないものとします。

(注文の失効)

#### 第6条

お客様の取引注文を当社が受付し、はじめの売買立会開始前に、第5条第2項における指定が適用された銘柄については、お取引できないものとします。

(建株の制限)

#### 第7条

1. 信用取引による同一銘柄の建株は、原則として約定価額で30億円未満とします。
2. 前項の規定にかかわらず、当社が信用取引の受託を停止することが必要であると指定する銘柄については、お取引できないものとします。なお、当社が信用建取引の受託を停止した銘柄について、お客様の建株の額が当社の定める制限を超えている場合には、反対売買又は現引もしくは現渡により決済していただくことがあります。

(委託保証金)

#### 第8条

1. 委託保証金は、信用取引の注文に先立って、当社に差し入れる前受金制とします。
2. 委託保証金の率は33%（約定価額に対する割合をいいます。以下同じです。）とします。但し、レバレッジ型ETF等の一部の銘柄の場合や金融商品取引所、証券金融会社等又は当社が委託保証金率の規制又は変更を行った銘柄で、委託保証金の率が33%を超えて定められている場合については、この限りではありません。
3. 前項の委託保証金は、現金又は当社が指定する有価証券（以下、「保証金代用証券」といいます。）をもって、当社が定める範囲内でこれに代えることができるものとします。

## (保証金代用証券の取扱い)

### 第9条

1. 当社でお預りする有価証券（当社が指定しないものを除きます。）は、原則としてすべて第8条の委託保証金として差し入れるものとします。
2. 保証金代用証券の委託保証金への換算率については、当社が定めるものとします。
3. 保証金代用証券を委託保証金より引き出す場合には、引出しは、第10条に記載する委託保証金の維持率を超える範囲に限ります。その範囲を超える引出しとなる場合には、超過金額分について当日中に現金又は有価証券を委託保証金として差し入れるものとします。
4. 保証金代用証券において、該当株式が上場するすべての金融商品取引所で整理ポストに指定された場合には、当社は金融商品取引所が指定する日以降、保証金代用証券から当該銘柄を除外することとします。但し、株式交換・株式移転・合併等により、国内の金融商品取引所の上場会社の完全子会社となる場合、上場会社に吸収合併される場合には、保証金代用証券として継続するものとします。

## (委託保証金の維持率及び金額)

### 第10条

1. 委託保証金の維持率は33%とします。また、その最低金額は30万円とします。
2. 委託保証金が前項の維持率又はその最低金額を下回っている場合は、委託保証金からの現金及び保証金代用証券の引出し及び新規の買建又は売建は行えないものとします。
3. 信用建取引により第1項の委託保証金の維持率を下回った場合は、お客様は下回った日の翌々営業日の正午までに第1項の維持率及び最低金額を維持するために必要な額の委託保証金を、当社からの請求の有無にかかわらず当社に差し入れるものとします。
4. お客様が第3項の所定の期日までに委託保証金を差し入れない場合、当社はお客様に通知することなく、お客様の口座における全信用建株をその翌営業日以降に当社の任意でお客様の計算により反対売買することができ、その際損失が発生し、且つ委託保証金として差し入れられた現金を充当し、更に不足金が発生した場合には、その翌営業日以降に当社の任意でお客様の保証金代用証券をお客様の計算により処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。
5. 前項の弁済充当の結果、更に残債務がある場合には、お客様は当社に対して遅滞なく残債務の弁済を行うものとします。
6. 第1項の委託保証金の維持率及び最低金額は、金融商品取引所、証券金融会社等の規制もしくは制度の変更、又は当社の判断により変更されることがあります。

(委託保証金の最低維持率)

第 11 条

1. 委託保証金の最低維持率は 20%とします。
2. 委託保証金が前項の最低維持率を下回った場合は、お客様は下回った日の翌々営業日までに、前条第 1 項に定める委託保証金の維持率を維持するために必要な額の追加委託保証金を、当社からの請求の有無にかかわらず当社に差し入れるものとします。また、この場合、当社はおお客様の取引注文を、任意で取消することができるものとします。
3. お客様が第 2 項の所定の期日までに追加委託保証金を差し入れない場合、当社はおお客様に通知することなく、その翌営業日以降におお客様の口座における全信用建株を当社の任意でおお客様の計算により反対売買することができ、その際損失が発生し、且つ委託保証金として差し入れられた現金を充当し、更に不足金が発生した場合には、その翌営業日以降におお客様の保証金代用証券をおお客様の計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。
4. 前項の弁済充当の結果、更に残債務がある場合には、お客様は当社に対して遅滞なく残債務の弁済を行うものとします。
5. 未約定の取引注文が全数約定することにより、お客様が追加委託保証金の差入れを必要とすると当社が判断した場合、当社はおお客様の取引注文を、任意で取消することができるものとします。
6. 第 1 項の最低維持率は、金融商品取引所等の規制もしくは制度の変更、又は当社の判断により変更されることがあります。

(委託保証金の状況の確認)

第 12 条

1. お客様は、建株がある場合には、日々、当社が提供するアプリおよび Web サービスのご利用により、ご自身で委託保証金不足の発生等の状況を確認するものとします。
2. お客様が前項に規定する委託保証金の状況の確認を怠ったことにより生じたお客様の損害について、当社は一切の責めを負わないものとします。

(返済期日)

第 13 条

1. お客様が信用取引を行う場合、建株については必ず所定の返済期日の前営業日までに反対売買又は現引もしくは現渡（以下、「反対売買等」といいます。）を行うものとします。
2. お客様の建株の銘柄につき、上場廃止・株式併合・合併・株式交換・株式移転等が行われる場合、制度信用取引においては、証券金融会社が定める返済期日を当社が定める期日に変更できるものとし、一般信用取引においては当社が定める期日を返済期限



に変更できるものとします。また、この場合お客様は、当社の指定する返済期日の前営業日までに反対売買等を行うものとします。

3. お客様が次の各号の事由のいずれかに該当していることが判明した場合、当社は、返済期日を当社が定める日に変更できるものとします。また、この場合お客様は、当社の指定する返済期日の前営業日までに反対売買等を行うものとします。
  - (1) お客様が意思能力を失い又は著しく低下させ回復の見込みがない等、取引の継続が困難であると当社が認めた場合
  - (2) 当社よりお客様に対して連絡が取れない状況が続く等、当社の信用取引管理の観点から問題が生じるものと当社が判断した場合
4. 前各項で定める所定の期日までにお客様が反対売買等を行わなかった場合は、当社は返済期日当日に、お客様に通知することなく、当社の任意でお客様の計算において当該建株の反対売買等が行えるものとします。返済期日当日に反対売買等を行うことができなかつた場合には、当社は翌営業日以降において速やかに反対売買等を行うものとします。
5. 前項の反対売買等を行った結果、損失が発生し、且つ不足金が発生した場合には、お客様は当社に対して遅滞なくその額に相当する金銭を入金するものとします。
6. お客様が前項の金銭を入金しない場合、不足金発生日の翌営業日以降に当社はお客様の保証金代用証券をお客様の計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。

(債務不履行)

#### 第 14 条

1. お客様が所定の期日を過ぎても債務を履行しない場合、当社は、お客様の保証金代用証券及びお客様口座の有価証券をお客様の計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。また、この場合、当社はお客様の取引注文を、任意で取消することができるものとします。
2. お客様が債務を履行しない場合、当社は金融商品取引所の定める率による遅延損害金を申し受けることができるものとします。

(保証金代用証券の売却手順)

#### 第 15 条

1. 本規定の条項に基づいて、当社がお客様の保証金代用証券又はそれ以外のお客様口座の有価証券の売却を行う場合には、以下の手順に沿って行います。
  - (1) 現金保証金を充当します。
  - (2) 第 1 号の結果、更に不足する場合は、保証金代用証券のうち株式等を売却します。  
なお、売却の優先順位については、最も評価額の小さい銘柄から順に、当該不足額

を超えるまで、当社の定める方法により売却します。また、売却する銘柄及び数量の選定は、期限とする日の最終売買価格をもって行うこととします。

(3) 第2号の結果、更に不足する場合は投資信託を売却します。なお、売却順位は第2号に規定する手順に従うこととします。

(4) 第3号の結果、更に不足が発生する場合は、それ以外の有価証券を第2号に規定する売却手順に従い、売却するものとします。なお、更に不足する場合には遅滞なくその不足額に相当する金銭を入金するものとします。

2. お客様が債務を履行しない場合、当社は金融商品取引所の定める率による遅延損害金を申し受けることができるものとします。

(取引手数料)

第16条

信用取引の取引手数料は、当社が定めるものとし、建株決済時に清算いたします。

(信用取引金利)

第17条

信用取引に関する金利は、当社が定めるものとし、建株決済時に清算いたします。

(信用取引品貸料)

第18条

信用取引品貸料（逆日歩）は、証券金融会社が定めるものとし、建株決済時に清算いたします。

(信用取引貸株料)

第19条

信用取引貸株料は、当社が定めるものとし、建株決済時に清算いたします。

(信用取引事務管理費)

第20条

信用取引事務管理費は、当社が定めるものとし、建株決済時に清算いたします。

(名義書換料)

第21条

信用取引名義書換料は、当社が定めるものとし、建株決済時に清算いたします。

(配当金相当額)

## 第 22 条

お客様の建株の銘柄につき、配当金が発生した場合は、当該発行会社の配当金支払時期に、配当金相当額を清算いたします。この配当金相当額は、源泉徴収税額相当分を控除した金額となります。この配当金相当額の清算は、権利確定日の建株を対象に行いますので、清算する既に返済が終了した建株においても発生します。

(株式分割等の権利処理)

## 第 23 条

1. お客様の建株の銘柄につき、株式分割・株式無償割当・募集株式の割当・会社分割等により、新株式等の割当又は新株予約権等の割当を受けることとなった場合、買建しているお客様は、制度信用取引、一般信用取引にかかわらず、これらを引受けることはできないものとし、当社は、次の各号に掲げる方法により処理するものとし、
  - (1) お客様の建株の銘柄につき、株式分割・株式無償割当・募集株式の割当・会社分割等により、新株の割当を受けることとなった場合、制度信用取引、一般信用取引にかかわらず、当社は、権利処理価格を当初の建単価より差し引くこと（以下、「代金決済」といいます。）で処理することとします。なお権利処理価格は、制度信用取引においては金融商品取引所が定めるものを、一般信用取引においては、当社が定めるものを使用するものとし、
  - (2) 前号の規定にかかわらず、お客様の建株の銘柄につき、株式分割、株式無償割当により、金融商品取引所が定める売買単位の整数倍の新株の割当を受けることとなった場合、制度信用取引、一般信用取引にかかわらず、当社は、株式分割の分割比率・株式無償割当の割当比率に応じて、建株数を増加させ建単価を減額することで、処理するものとし、
  - (3) お客様の建株の銘柄につき、新株予約権の割当がなされた場合等において、制度信用取引、一般信用取引にかかわらず、当社は、代金決済で処理することとします。なお、権利処理価格は、制度信用取引においては金融商品取引所が定めるものを、一般信用取引においては、当社が定めるものを使用するものとし、
  - (4) 前各号の規定にかかわらず、お客様の建株の銘柄につき、制度信用取引では、金融商品取引所が、一般信用取引では、当社が、付与された権利の内容につき権利の処理を行うことが適当でないとした場合は、権利の処理を行わないものとし、
  - (5) 前号の規定により、権利の処理を行わない場合、当社は発生する権利を原則として放棄し、権利処理や建単価の修正を行わないものとし、
2. お客様の建株の銘柄につき、上場廃止・株式併合・合併・株式交換・株式移転等が行われ、且つ、当社が第 13 条第 2 項に定める返済期日の変更を行わなかった場合、当社は建株を継続させるため、建数量を制限することができるものとし、
3. お客様の建株の銘柄につき、本条に定めのない株主権が発生した場合は、当社は、誠

実にこれを処理するものとします。

(口座でお預りしている現金等の取扱)

#### 第24条

当社の口座でお預りしている現金および保証金代用証券は、原則としてすべて第8条の委託保証金として差し入れるものとします。

(申込事項等の変更)

#### 第25条

お客様は、当社への申込事項等に変更があった場合、所定の手続きにより遅滞なく当社に届け出るものとします。

(本サービスの利用停止・解約)

#### 第26条

1. お客様が、関係法令諸規則、当社の約款等、この規定、信用取引口座設定約諾書、及び本サービスにかかる利用・取引ルールに定める事項に違反した場合、及び違反の疑いがあると当社が判断をした場合、その他やむを得ない事由が生じた場合には、当社は直ちにお客様の本サービスの利用を停止し又は本サービスを解約することができるものとします。
2. お客様が、すべての建株を反対売買又は現引もしくは現渡されてから新たに信用取引を行わないまま1年を経過した場合、本サービスの申込みをされてから信用取引を行わないまま1年を経過した場合、又は第5項で定める本サービスの利用再開から信用取引を行わないまま1年を経過した場合、当社は本サービスの利用を停止し又は本サービスを解約することができるものとします。
3. お客様が本サービスの解約を申し出た場合、当社は直ちに本サービスを解約します。但し、お客様の信用取引にかかる未決済の建株が残存する場合にはこの限りではありません。
4. 第1項から第3項の解約手続きのために、当社はおお客様の取引注文の取消を任意で行うこと、又は一時的におお客様の取引を制限することができるものとします。
5. 本サービスが利用停止となっているお客様が、利用再開を希望される場合は、当社が、第2条第1項の要件及び当社が別に定める基準により、お客様の本サービス利用の可否を審査し、これを承認した場合に限り、お客様は本サービスの利用を再開できるものとします。審査の結果、本サービスの利用を再開できないお客様については、本サービスを解約するものとします。なお、当社はおお客様にその理由を開示しないものとします。
6. 本条に基づく本サービスの利用停止又は本サービスの解約等により、お客様に生じた

一切の損害につき、当社はその責めを負わないものとします。

(本サービスの利用制限)

#### 第 27 条

1. 当社は、お客様のお取引状況、資産状況、意思能力の状況等を勘案の上、お客様が信用取引を行うことが不相当と判断した場合には、当社の判断によりお客様の同取引にかかるサービスの利用を制限することができるものとします。
2. 当社は、お客様が75歳となった日以降、原則として新規建の注文を制限することができるものとします。
3. 前項の規定にかかわらず、信用取引の受託を制限することが必要であると当社が判断した場合には、当社の判断によりお客様の同取引にかかるサービスの全部もしくは一部の利用を制限することができるものとします。

(国内非居住者となる場合の取扱い)

#### 第 28 条

お客様が出国し国内非居住者となり且つお客様の信用取引にかかる未決済の建玉が残存する場合は、当社の任意でお客様の計算によりそのすべての建玉を決済するものとします。

(個人情報取扱い)

#### 第 29 条

金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに基づき、当社が信用取引の受託及びこれに付随する業務を行うため、当社が保有しているお客様の個人情報を利用することに同意するものとします

(免責事項)

#### 第 30 条

1. 当該信用取引にかかる株式の上場廃止などやむを得ない事由により、当社は本サービスの提供を中止し又は本サービスの内容を変更することがあります。この場合、そのためにお客様又は第三者に生じた一切の損害につき、当社はその責めを負わないものとします。
2. 本サービスの提供に関し、当社の重大な過失による場合を除き、お客様又は第三者に生じた一切の損害につき、当社はその責めを負わないものとします。
3. お客様の過失などにより生じた一切の損害につき、当社はその責めを負わないものとします。また、かかる場合において当社に生じた費用などはお客様が負担するものとします。
4. 本サービスを利用するためにインターネットを利用する場合において、当社の重大な

過失による場合を除き、インターネットに接続することによりお客様又は第三者に生じた一切の損害につき、当社はその責めを負わないものとします。

(準拠法・合意管轄)

#### 第 31 条

この規定に関する準拠法は日本法とします。この規定に関しお客様と当社の間で生ずるすべての訴訟について、東京地方裁判所を専属的第一審裁判所とします。

(規定の変更)

#### 第 32 条

この規定は、法令等の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等その他必要と認められる場合、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに総合取引約款第 11 条の通知方法にてご通知します。

(他の約款の適用)

#### 第 33 条

この規定に定めのない事項については、総合取引約款等により取り扱います。

#### 附則

この規定は、2025 年 1 月 17 日より適用されます。

以上

大和コネクト証券株式会社

## 信用取引口座設定約諾書

私は、信用取引制度の特徴及び仕組み等に関し、貴社から受けた説明の内容を十分把握し、私の判断と責任において信用取引を行います。つきましては、貴社に信用取引口座を設定するに際し、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）その他の法令、信用取引に係る売買を執行する取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所（以下「当該取引所」という。）の受託契約準則、定款、業務規程、その他諸規則及び決定事項並びに慣行中、信用取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。なお、本約諾書における用語の意義は、当該取引所の諸規則において定めるところに従います。

### （信用取引口座による処理）

第1条 私が今後貴社との間に行う信用取引において、借り入れる金銭、買付有価証券、借り入れる有価証券、売付代金、委託保証金、売買の決済による損益金、金利、その他授受する金銭はすべてこの信用取引口座で処理すること。

### （委託保証金の代用有価証券の範囲）

第2条 委託保証金の差入れを有価証券をもって代用する場合には、貴社は貴社が応じられる範囲において有価証券を受け入れることに異議のないこと。

### （委託保証金の取扱い）

第3条 私がこの信用取引口座を通じて貴社に差し入れた委託保証金は、法令に従い貴社の財産とは分別して保管されること。

2 前項の規定にかかわらず、私が委託保証金として貴社に預託した代用有価証券は、私が別に書面により同意をした場合には、貴社が他に担保に供し又は貸し付けることができること。

3 前項の場合において、貴社は、他に担保に供し又は貸し付けた有価証券に相当する額の金銭又は有価証券を、法令に従い貴社の財産とは分別して保管すること。

### （買付有価証券及び売付代金の取扱い）

第4条 私がこの信用取引口座を通じて買い付けた有価証券及び有価証券を売り付けた場合の代金は、貴社が任意にこれを他に貸し付け、担保に供し、他の顧客の信用取引のため使用し又はその有価証券に基づく権利を貴社が行使することに異議のないこと。

(弁済条件の変更)

第5条 当該取引所が、天災地変、経済事情の激変、上場廃止その他やむを得ない理由に基づいて、信用取引に係る弁済条件の変更を行った場合には、その措置に従うこと。

(貸出規程による制約)

第6条 私が制度信用取引を行っている場合において、当該取引所が指定する証券金融株式会社（以下「証金」という。）が貸借取引貸出規程（以下「貸出規程」という。）に基づいて次の措置、制約を行ったときは、私の制度信用取引につきそれと同様の措置、制約を行うこと。

- (1) 証金の行う貸借取引に係る特定の銘柄の貸株残高株数等が、融資残高株数等を超過し、その不足株数等の調達が不可能又は著しく困難となった場合において、証金が貸出規程に基づいて融資の返済を申し込むことを延期させる措置
- (2) 天災地変、戦争動乱、経済事情の激変、当該取引所における売買の停止又は制限、品不足、その他やむを得ない事由により一部又は全部の銘柄について貸借取引の決済が不可能又は著しく困難となるおそれがあると認められる場合において、証金が貸出規程に基づいて別にその方法・条件を定めて決済を行わせる措置
- (3) その他証金の貸出規程のうち、制度信用取引の条件に関連する制約

(買付有価証券等につき剰余金の配当又は株式分割による株式を受ける権利の付与等が行われた場合の処理)

第7条 私が制度信用取引に関し、貴社に預入した買付有価証券又は貴社から借り入れた有価証券につき、剰余金の配当又は株式分割による株式を受ける権利の付与等が行われた場合における当該権利の処理については、当該取引所の定める方法により処理されること。

(期限の利益の喪失)

第8条 私について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社から通知、催告等がなくても貴社に対する信用取引に係る債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済すること。

- (1) 支払いの停止又は破産手続開始、再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。
- (2) 手形交換所又は電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 私の貴社に対する信用取引に係る債権又はその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送されたとき。



(4) 私の貴社に対する信用取引に係る債務について差し入れている担保の目的物について差押又は競売手続の開始があったとき。

(5) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当又は類する事由に該当したとき。

(6) 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴社に私の住所が不明となったとき。

2 次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社の請求によって貴社に対する信用取引に係る債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済すること。

(1) 私の貴社に対する信用取引に係る債務又はその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき。

(2) 私の貴社に対する債務（信用取引に係る債務を除く。）について差し入れている担保の目的物について差押又は競売手続の開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当又は類する事由に該当した場合を含む。）があったとき。

(3) 私が貴社との本約諾又はその他一切の取引約定のいずれかに違反したとき。

(4) 前3号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

（期限の利益を喪失した場合における信用取引の処理）

第9条 私が前条第1項各号のいずれかに該当したときは、私が貴社に設定した信用取引口座を通じて処理されるすべての信用取引につき、これを決済するために必要な売付契約又は買付契約を、私の計算において貴社が任意に締結することに異議のないこと。

2 私が前条第2項第1号に掲げる債務のうち、信用取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、当該取引所の規則により、当該遅滞に係る信用取引を決済するために必要な売付契約又は買付契約を、私の計算において貴社が任意に締結することに異議のないこと。

3 私が前条第2項各号のいずれかに該当したときは、貴社の請求により、貴社の指定する日時までに、私が貴社に設定した信用取引口座を通じて処理されるすべての信用取引を決済するために必要な売付け又は買付けを、貴社に委託して行うこと（前項の規定により貴社が売付契約又は買付契約を締結する場合を除く。）。

4 前項の日時までに、私が売付け又は買付けの委託を行わないときは、貴社が任意に、私の計算においてそれを決済するために必要な売付契約又は買付契約を締結することに異議のないこと。

5 前各項の売付け又は買付けを行った結果、損失が生じた場合には、貴社に対して、その額に相当する金銭を直ちに支払うこと。

(委託保証金等の処分)

第 10 条 私が信用取引に関し、貴社に対し負担する債務を所定の時限までに履行しないときは、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続きによらないで、次の各号に掲げるものを、私の計算において、その方法、時期、場所、価格等は貴社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当されても異議なく、また当該弁済充当を行った結果、残債務がある場合は直ちに弁済を行うこと。

(1) 私が委託保証金として差し入れた代用有価証券

(2) その他証券取引に関し、貴社が占有し、又は社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）に基づく口座に記録している私の有価証券及びその他の動産

(差引計算)

第 11 条 期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、貴社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と私の貴社に対する信用取引に係る債権その他一切の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも貴社は相殺することができること。

2 前項の相殺ができる場合には、貴社は事前の通知及び所定の手続きを省略し、私に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできること。

3 前 2 項によって差引計算する場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利率については貴社の定める利率によるものとし、信用取引に係る貴社に対する債務の遅延損害金の率については当該取引所の定めるものとし、貴社に対するその他の債務の遅延損害金の率については、貴社の定める率によるものとする。

(弁済等充当の順序)

第 12 条 債務の弁済又は前条の差引計算を行う場合、私の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、貴社が適当と認める順序方法により充当することができること。

(遅延損害金の支払い)

第 13 条 私が信用取引に関し、貴社に対する債務の履行を怠ったときは、貴社の請求により、貴社に対し履行期日の翌日より履行の日まで、当該取引所の定める率による遅延損害金を支払うことに異議のないこと。

(通知金融商品取引業者等に該当した場合の措置)

第 14 条 次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社又は貴社が加入する投資者

保護基金（以下「基金」という。）から特段の通知がない限り、私が貴社に設定した信用取引口座を通じて処理されるすべての信用取引（以下「当該信用取引」という。）に係る私の債務につき、当然期限の利益が失われ、かつ、決済のための売付け及び買付けを行うことができなくなること。

(1) 貴社が法に定める通知金融商品取引業者に該当し、基金が貴社の顧客分別金信託の受益権を行使したとき。

(2) 貴社が法に定める認定金融商品取引業者に該当し、基金がその公告を行ったとき。

2 前項の場合においては、私と貴社との間における私の当該信用取引に係るすべての債権（委託保証金返還請求権を除く。）及び債務については、第1号に定める額と第2号に定める額との差額に相当する金銭の授受により処理されること。この場合において、私が当該差額に相当する金銭を支払うべきときは、当該差額は、私が貴社に差し入れた委託保証金により担保されること。

(1) 当該信用取引による売付代金に係る債権の額及び当該信用取引による買付有価証券に相当する価額として当該取引所が定めた価額並びにその他の当該信用取引に関する一切の債権（当該信用取引に係る買付有価証券の引渡請求権及び委託保証金返還請求権を除く。）の額の合計額

(2) 当該信用取引による買付代金に係る債務の額及び当該信用取引による売付有価証券に相当する価額として当該取引所が定めた価額並びにその他の当該信用取引に関する一切の債務（当該信用取引に係る売付有価証券の引渡債務を除く。）の額の合計額

（認定等に伴う措置に係る請求）

第15条 貴社が通知金融商品取引業者又は認定金融商品取引業者に該当した場合において、前条に定める取扱いその他当該取引所の定める規則に基づき行われる取扱いにより、私が損害を被ったときであっても、当該取引所に対してその損害の賠償を請求しないこと。

（債権譲渡等の禁止）

第16条 私が貴社に対して有する債権は、これを他に譲渡又は質入れしないこと。

（委託保証金の利息その他の対価）

第17条 私が信用取引に関し、貴社に委託保証金として差し入れる金銭又は代用有価証券には、利息その他の対価をつけないこと。

（報告）

第18条 第8条第1項各号及び同条第2項各号のいずれかの事由が生じた場合には、貴

社に対し直ちに書面をもってその旨を報告すること。

(届出事項の変更届出)

第 19 条 貴社に届け出た氏名若しくは名称、印章若しくは署名鑑又は住所若しくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、貴社に対し直ちに書面をもってその旨の届出をすること。

(報告書等の作成及び提出)

第 20 条 私は、貴社が日本国の法令等に基づき要求される場合には、私に係る信用取引の内容その他を、日本国の政府機関等宛に報告することに異議のないこと。この場合、私は、貴社の指示に応じて、かかる報告書その他の書類の作成に協力すること。

2 前項の規定に基づき行われたかかる報告書その他の書類の作成及び提出に関して発生した一切の損害については、貴社は免責されること。

(免責事項)

第 21 条 天災地変等の不可抗力その他正当な事由により、私の請求に係る委託保証金等の返還が遅延した場合に生じた損害については、貴社がその責めを負わないこと。

2 前項の事由による委託保証金等の紛失、滅失、き損等の損害についても貴社はその責めを負わないこと。

3 貴社が、諸届その他の書類に使用された印影又は署名を届出の印鑑又は署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については貴社がその責めを負わないこと。

(通知の効力)

第 22 条 私が貴社に届け出た住所又は事務所にあて、貴社によりなされた信用取引に関する諸通知が、転居、不在その他私の責めに帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとすること。

(適用法)

第 23 条 本約諾は、日本国の法律により支配され、解釈されるものとすること。

(合意管轄)

第 24 条 私と貴社との間の信用取引に関する訴訟については、貴社本店又は支店の所在

地を管轄する裁判所のうちから貴社が管轄裁判所を指定することができること。

(電磁的方法による書面の授受)

第 25 条 貴社は、その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第 57 条の 3 に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容を提示し、私の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、第 3 条第 2 項、第 18 条及び第 19 条に規定する書面（印章又は署名鑑の変更に係るものを除く。）の受入れに代えて、電磁的方法により、当該書面によるべき同意を得ること又は報告若しくは届出を受けることができること。この場合において、貴社は私から当該書面によるべき同意を得たもの又は報告若しくは届出を受けたものとみなされること。

2 私が、前項の規定による承諾をした後に、書面又は電磁的方法により、電磁的方法による同意、報告又は届出を行わない旨の申出をした場合（私が再び前項の規定による承諾をした場合を除く。）は、貴社は、前項の規定に基づき電磁的方法により受けることができることとした書面によるべき同意を得ない又は報告若しくは届出を受けないこと。

(有価証券)

第 26 条 この約諾書において、有価証券とは、法第 2 条第 1 項に規定する有価証券及び同条第 2 項の規定により当該有価証券とみなされる権利をいうこと。

以上  
大和コネクト証券株式会社  
(2023.5.1)